

(仮称)銚子西風力発電事業に係る 環境影響評価 方法書

説明資料

2026年 3月
HSE(株)

●目次

1. はじめに
2. 環境アセスメント手続きについて
3. (仮称)銚子西風力発電事業について
4. 方法書の内容について

1. はじめに

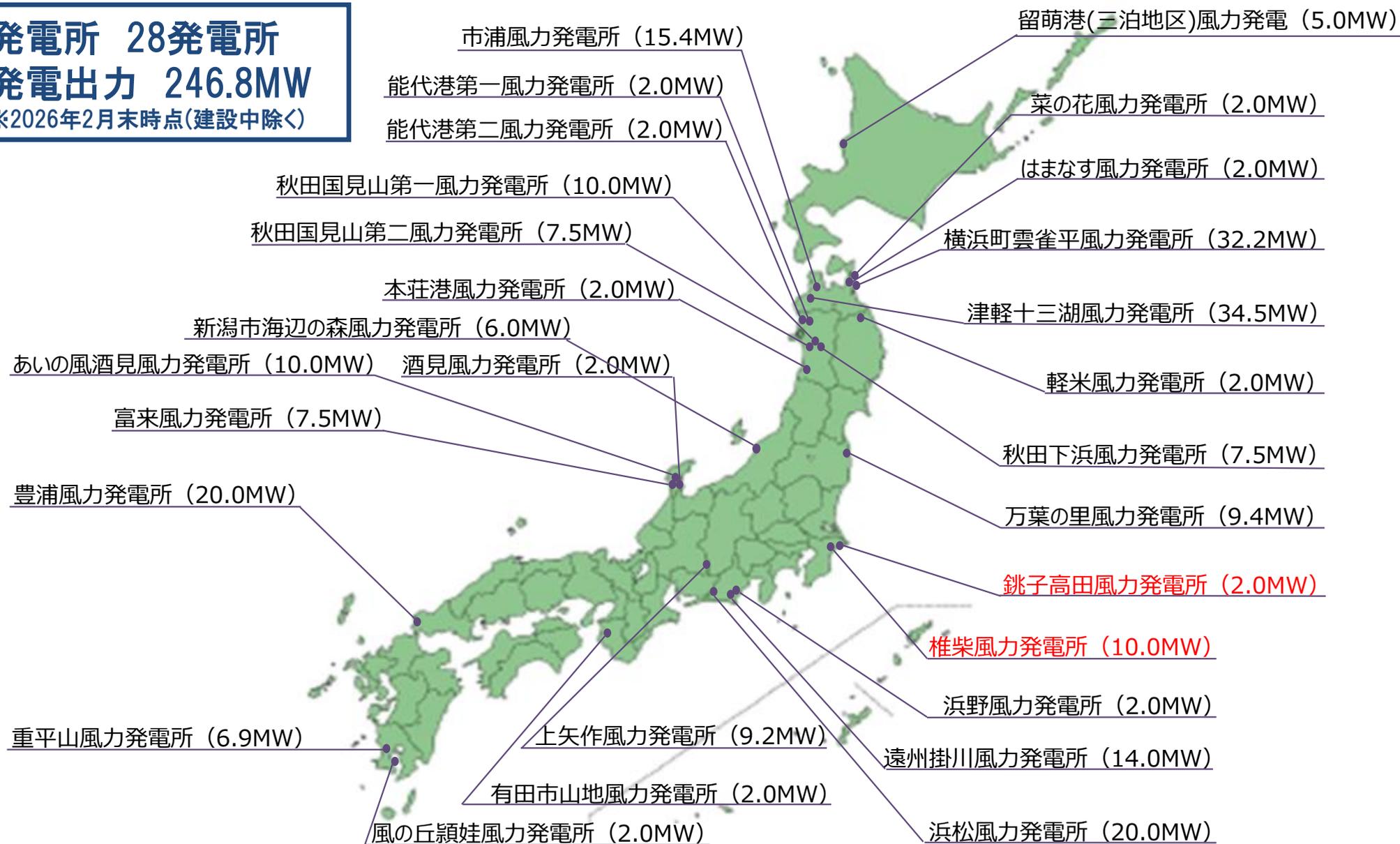
1. HSE株式会社のご紹介

事業者の名称	HSE株式会社(英文呼称:HSE Ltd.)
代表者	石田 桂
資本金	5,000万円
本社所在地	茨城県日立市幸町三丁目2番2号
創業年月日	2016年3月1日
事業内容	風力をはじめとした再生可能エネルギー発電事業の 開発・建設・運営等
事業規模	子会社15社 国内28発電所(126基 246.8MW)
主要株主	三菱HCキャピタル株式会社(85.1%) 株式会社日立パワーソリューションズ(14.9%)
役員	取締役 石田 桂(三菱HCキャピタル) 取締役 見上 伸(三菱HCキャピタル) 取締役 高野宏之(三菱HCキャピタル) 取締役 前田裕輔(三菱HCキャピタル) 監査役 山端達郎(三菱HCキャピタル)

1. HSE株式会社のご紹介

風力発電所一覧 (HSE株式会社)

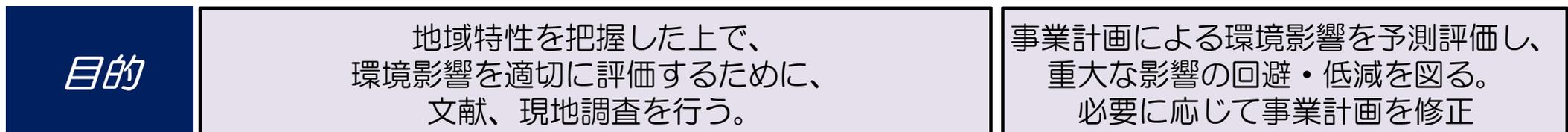
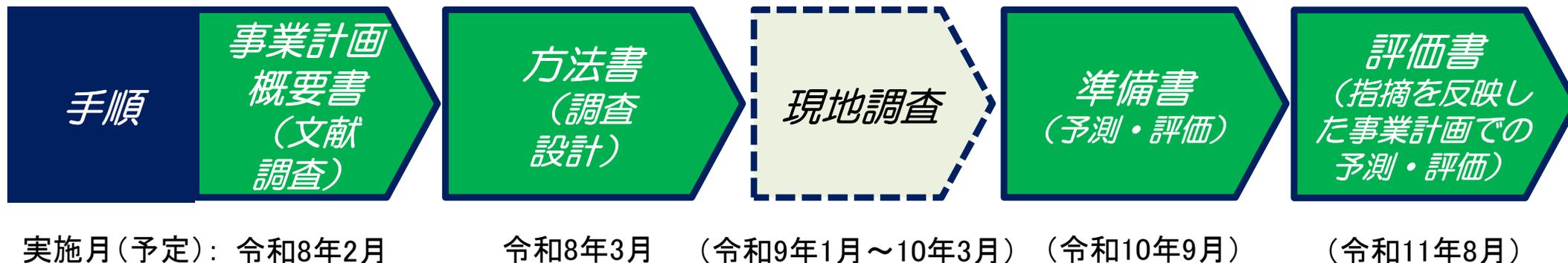
発電所 28発電所
発電出力 246.8MW
※2026年2月末時点(建設中除く)



2. 環境アセスメント手続きについて

環境影響評価手続の流れ

環境影響評価手続スケジュール



3. (仮称) 銚子西風力発電事業 について

事業の概要・目的

- 対象事業の名称:(仮称)銚子西風力発電事業
- 想定出力:最大25,560kW(風力発電機の最大7基)
- 対象事業の種類:風力(陸上)
- 対象事業の規模:

項目	現在	更新後
総出力	11,940kW	最大25,560kW
単機出力	1,990kW	4,000～5,000kW
基数	6基	6～7基

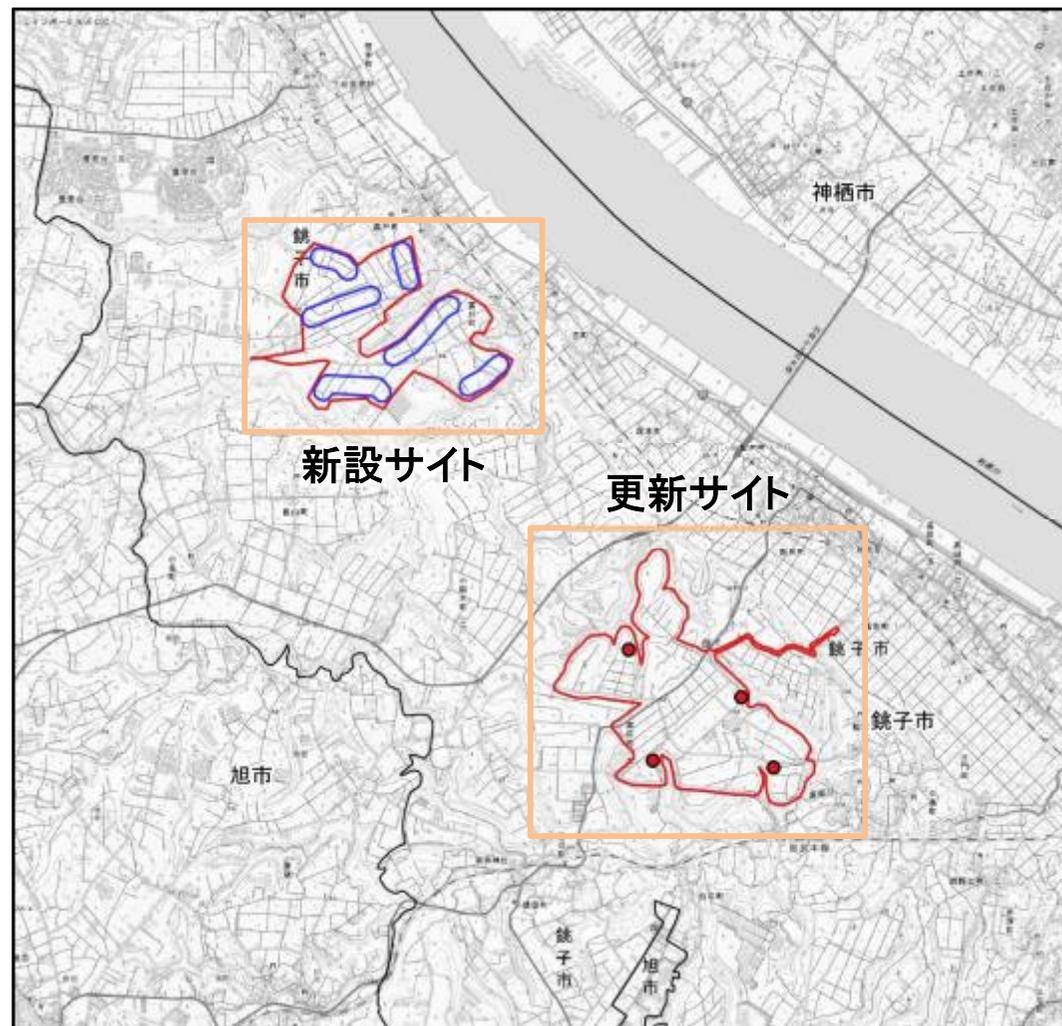
2006年2月に運転開始された銚子高田風力発電所及び2009年3月に運転開始された椎柴風力発電所は老朽化が進み、近年、発電効率の良い発電機が開発されたことから、事業の見直し時期となっている。

本事業では事業実施想定区域における良好な風エネルギーを発電事業として活用し、クリーンな再生可能エネルギーを供給することで地球温暖化防止をはじめとする地球環境保全に資するとともに、我が国や千葉県及び銚子市、旭市が掲げている再生可能エネルギー導入に貢献することは元より、我が国のエネルギー自給率の向上に寄与することを目的とする。

新設風力発電所の概要

事業名	(仮称)銚子西風力発電事業
事業者	HSE株式会社
電源種	陸上風力
出力	25,560kW
基数(更新サイト)	4基
基数(新設サイト)	最大3基

現地風景



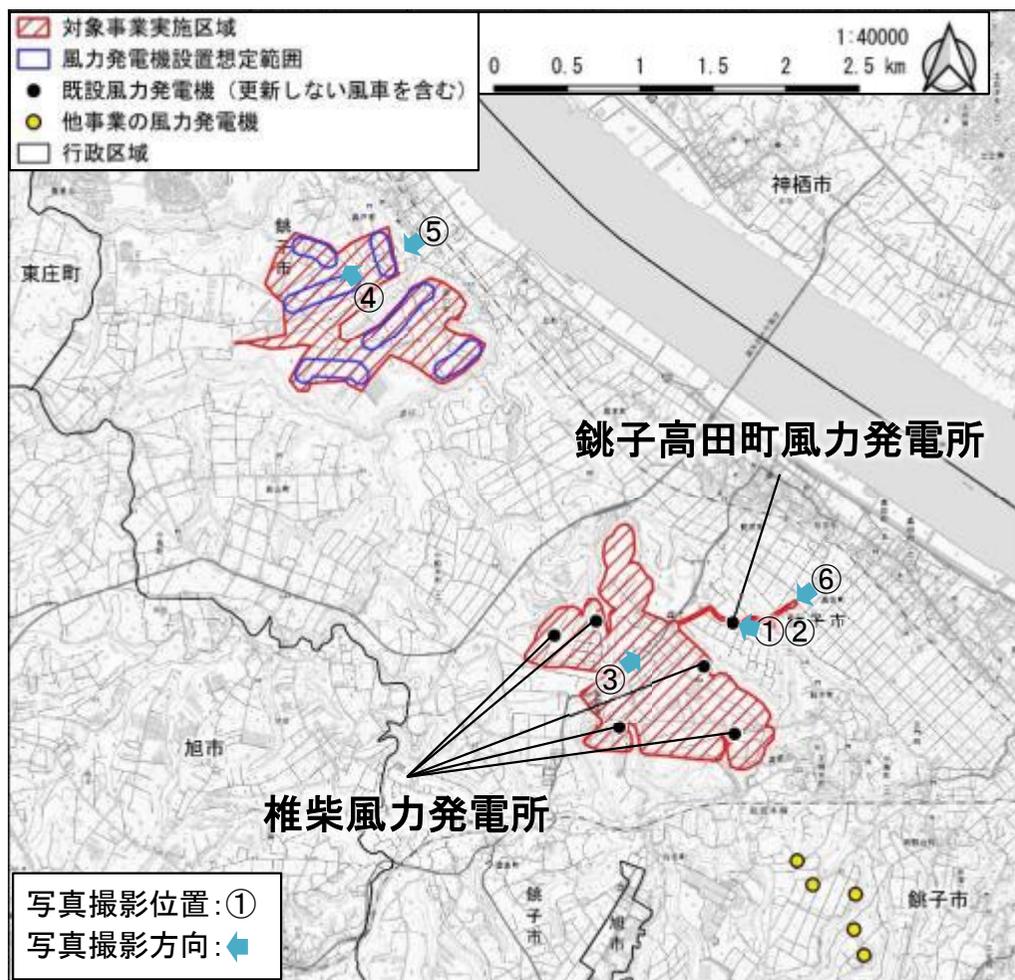
凡例

- 対象事業実施区域
- 風力発電機設置想定範囲
- 行政区画
- 更新する風力発電機



事業計画

□ 対象事業実施区域(標準地図)



□ 対象事業実施区域(航空写真)



- 対象事業実施区域：銚子市高田町、船木町、正明寺町、富川町、野尻町、森戸町及び猿田町 地内
- 既設風力発電所の周辺で改変の可能性のある範囲を設定。近隣住宅の生活環境に配慮し、環境影響評価の結果も勘案して事業計画を検討。

事業検討エリアの状況

□ 現地状況

①既設風車



②風車直下



③既設風車周辺



④北西の事業地周辺



⑤森戸町から事業地方向



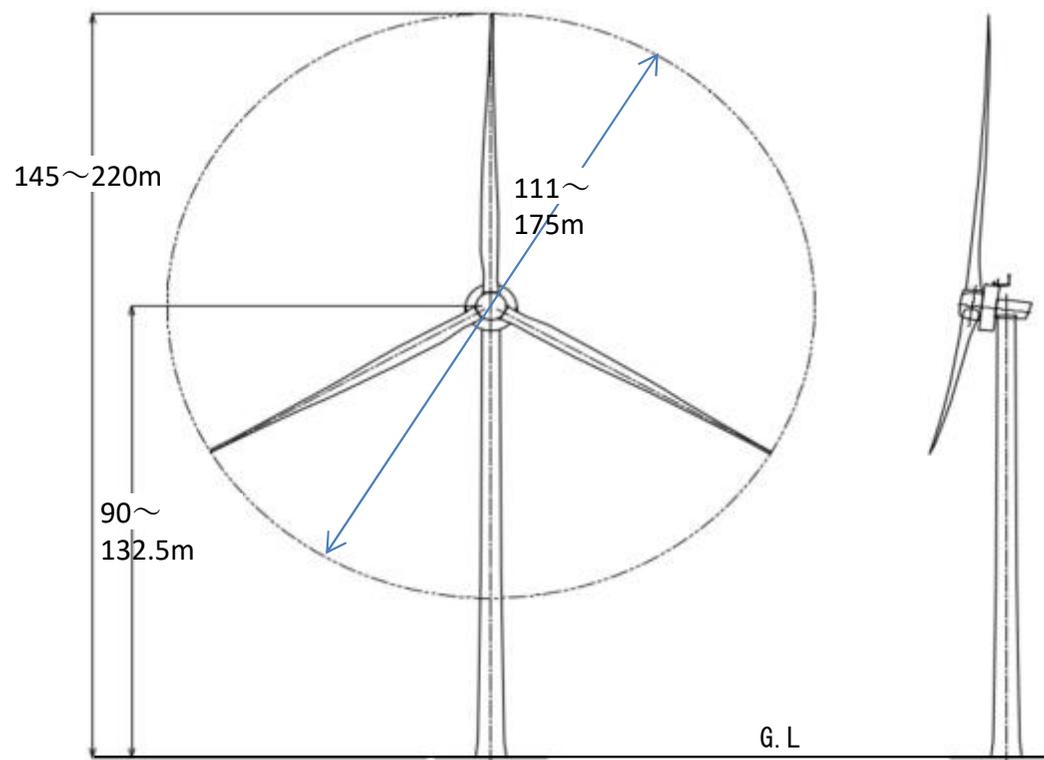
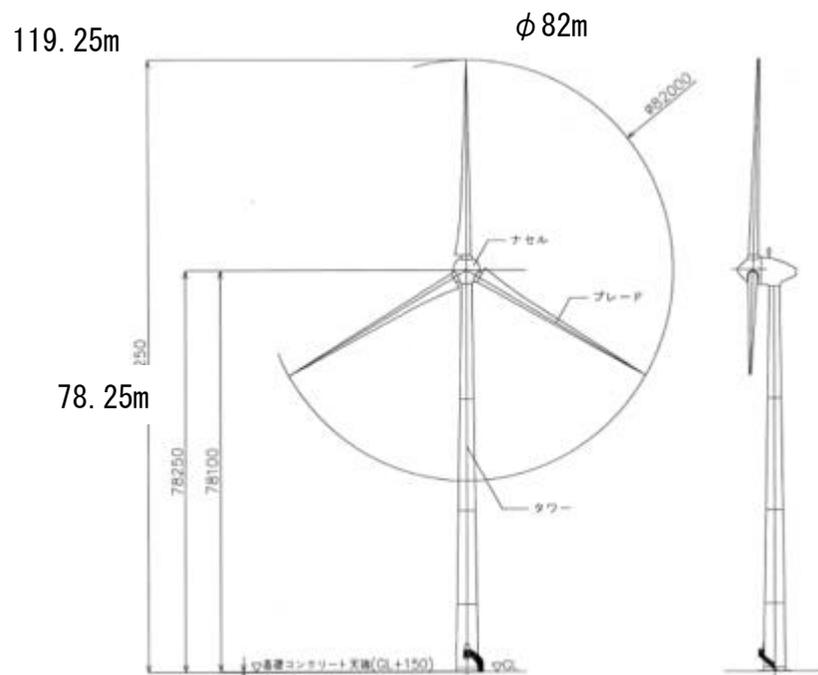
⑥野尻町から事業地方向



風力発電機について

■ 風力発電機の諸元: 以下のとおりです。

項目	既設風車	新設風車
発電機出力	1,990kW	4,000~5,000kW
基数	6基	6~7基
ローター直径	82m	111~175m
ナセル高さ	78.25m	90~132.5m
風力発電機全高	119.25m	145~220m



工事内容について

風力発電事業における主要な工事は以下のとおりです。

工事期間は2年程度を想定しており、詳細工程は関係各所と協議し検討。

■ 土木工事(道路工事、造成・基礎等)

- ・管理用道路工事、風力発電機敷地造成、風力発電機基礎工事

■ 電気工事

- ・電線路敷設、変電設備敷地造成・基礎工事、
変電設備据付工事

■ 風力発電機据付工事

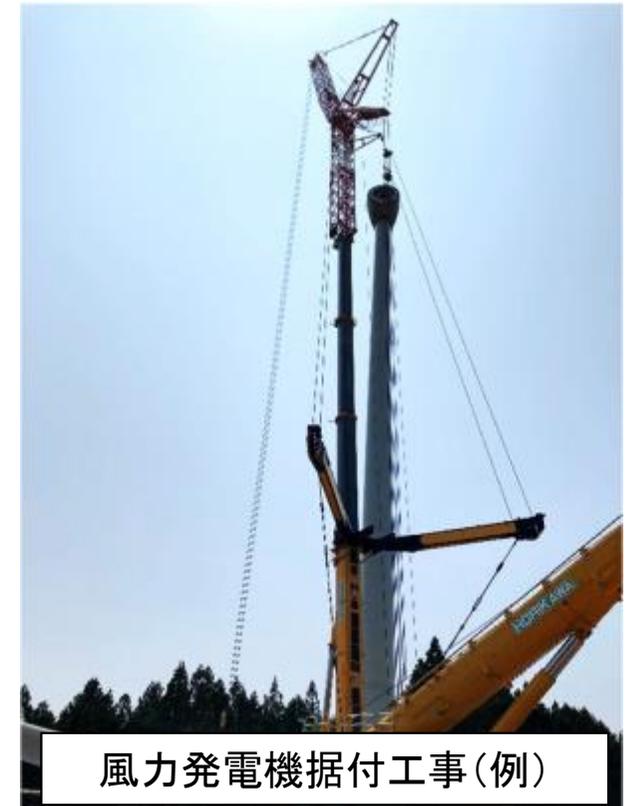
- ・大型クレーン車による風力発電機の組立・据付

■ 基礎撤去工事(本アセスメントに含めない)

- ・既設風力発電機の撤去工事
- ・事前撤去を予定

■ その他工事に関する事項

- ・建設機械は可能な限り低騒音型、低振動型を用いる。
- ・既存の造成地を活用し、改変行為及び伐採を最小限に抑える。
- ・雨水排水について、必要に応じて仮設沈砂池を設置し、水の濁りの低減を図る。



風力発電機据付工事(例)

交通に関する事項

■ ブレード・タワー等の大型資機材

- 鹿島港または名洗港で水切りした後、臨港道路から国道124号、国道356号、県道44号成田小見川鹿島港線、県道73号、県道198号銚子波崎線、県道286号、東総台地広域農道等を経由し対象事業実施区域に至るルートを検討しており、今後、運搬の可否を確認の上、決定する。

■ 基礎の打設に係るコンクリートミキサー車

- 工事期間中、最も台数が多くなる可能性があり、周辺のコンクリート工場を対象に検討を進めている。今後、地域住民等に配慮したルート選定を行い、環境影響の低減に努める。



4. 方法書の内容について

調査、予測及び評価の項目選定の考え方

「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則」（平成11年6月11日 規則第61号）における別表第1に掲げられている対象事業の区分に対応する活動要素の区分について、事業特性を考慮し、該当する項目を選定した。

事業特性※1



活動要素※2



環境影響評価項目の選定

※1：事業の内容や地域の状況

※2：工事の内容や事業により発生する現象を項目立てたもの

事業特性を考慮した活動要素の区分①

活動要素の区分		対象事業の区分	
		発電用電気工作物の設置又は変更	
工事の実施	樹木の伐採	○	樹木の伐採を行うため該当する。
	切土又は盛土	○	切土又は盛土の造成を行うため該当する。
	湖沼又は河川の改変	×	湖沼又は河川の改変は行わないため該当しない。
	海岸又は海底の改変	×	海岸又は海底の改変の改変は行わないため該当しない。
	工作物の撤去又は廃棄	○	既設風力発電設備の撤去を行うため該当する。
	資材又は機械の運搬	○	資材又は機械の運搬を行うため該当する。
	仮設の工事	○	仮設の工事を行うため該当する。
	基礎工事	○	基礎工事を行うため該当する。
	施設の設置工事	○	施設の設置工事を行うため該当する。

「○」は対象事業の内容に該当する項目を示す。
 「×」は対象事業の内容に該当しない項目を示す。

事業特性を考慮した活動要素の区分②

活動要素の区分		対象事業の区分	
		発電用電気工作物の設置又は変更	
土地又は工作物の存在及び供用	施設の存在等	○	風力発電機を供用するため該当する。
	ばい煙又は粉じんの発生	×	ばい煙、粉じんを発生させる設備はないため該当しない。
	排出ガス(自動車等)	×	当該事業の存在により、排出ガス(自動車等)を増加させる要因はないため該当しない。
	排水	×	当該事業の供用後に排水が発生する設備はないため該当しない。
	騒音若しくは超低周波音又は振動の発生	○	騒音若しくは超低周波音又は振動が発生するため該当する。
	地下水の採取	×	地下水の採取を行わないため該当しない。
	悪臭の発生	×	悪臭を発生させる設備はないため該当しない。
	廃棄物の発生	×	当該事業の供用後に廃棄物が発生量する設備はないため該当しない。
	工作物の撤去又は廃棄	×	当該事業の供用時に発生する廃棄物は少量であるため該当しない。

「○」は対象事業の内容に該当する項目を示す。
「×」は対象事業の内容に該当しない項目を示す。

環境影響評価項目①

活動要素の区分	工事の実施									土地又は工作物の存在及び供用								
	樹木の伐採	切土又は盛土	湖沼又は河川の改変	海岸又は河川の改変	工作物の撤去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設の設置工事等	施設の存在等	ばい煙又は粉じんの発生	排出ガス(自動車等)	排水	騒音若しくは超低周波音又は振動の発生	地下水の採取	悪臭の発生	廃棄物の発生	工作物の撤去又は廃棄
対象事業の区分																		
大気質	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×						×
水質		○	×	×			○	○		○			×					
水底の底質			×	×								×						
水文環境	×	×	×					×	×	×		×		×				
騒音	○	○	×	×	○	○	○	○	○				○					×
超低周波音	×	×	×	×	×	×	×	×	×				○					×
振動	○	○	×	×	○	○	○	○	○				×					×
悪臭															×			
地形及び地質等		×	×	×			×	×		×				×				
地盤		×						×						×				
土壌		×						×										

※ ■ は当事業に該当しない項目、「○」は選定、「×」は技術指針に記載があり、環境特性および事業特性を考慮して除外した項目。

環境影響評価項目②

活動要素の 区分	工事の実施									土地又は工作物の存在及び供用								
	樹木の伐採	切土又は盛土	湖沼又は河川の改変	海岸又は河川の改変	工作物の撤去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設の設置工事等	施設の存在等	ばい煙又は粉じんの発生	排出ガス(自動車等)	排水	騒音若しくは超低周波音又は振動の発生	地下水の採取	悪臭の発生	廃棄物の発生	工作物の撤去又は廃棄
対象事業の区分																		
風害、光害及び日照阻害(風車の影)									○									
植物	○	○	×	×			○	○	○	○								
動物	○	○	×	×			○	○	○	○								
陸水生物	○	○	×	×			○	○	○	○		×						
生態系	×	×	×	×			×	×	×	×		×						
海洋生物				×			×	×	×	×		×						
景観									○									×
人と自然との触れ合いの活動の場			×	×		○				×								
廃棄物	○				○		○	○	○								×	×
残土		○	×	×	○		○	○										×
温室効果ガス等	○	○			○	○	○	○	○		×	×						

※ ■ は当事業に該当しない項目、「○」は選定、「×」は技術指針に記載があり、環境特性および事業特性を考慮して除外した項目。

環境影響評価項目選定・非選定理由(1/4)

環境要素の区分	活動要素	選定	選定及び非選定理由	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	工事の実施	×	対象事業における工事中の資材等の搬出入に伴う影響については、他の発電所と比較して工事用車両の台数が少なく工事期間が短いこと、同種の事業における事後調査や予測の結果から、その影響の程度は小さいこと、既に送電線や道路が整備された地域にあり、新たに設置する場合に比べ土地改変を行う範囲が小さく環境保全上の支障が生じることは想定しにくいことから選定しない。
		土地又は工作物の存在及び供用	×	施設供用時に窒素酸化物等を含む排気が生じる設備はないため選定しない。
	水質	工事の実施	○	造成等の施工による一時的な影響を及ぼす可能性があることから、環境影響評価項目として選定する。なお、本事業において水質に影響を与える物質の使用は計画しておらず、水域の改変やコンクリート打設時における現地水域への排水は行わないことから、土地改変に伴う浮遊物質による影響のみを対象とする。
		土地又は工作物の存在及び供用	×	施設供用時に排水が生じる設備はないため選定しない。
	水底の底質	工事の実施	×	河川、湖沼、海域等の水域を改変しないことから、項目として選定しない。
		土地又は工作物の存在及び供用	×	河川、湖沼、海域等の水域に施設は存在しないことから、項目として選定しない。
	水文環境	工事の実施	×	造成等の施工を実施するものの、地下水脈の遮断はなく、水文環境への影響は極めて小さいものと考えられることから、項目として選定しない。
		土地又は工作物の存在及び供用	×	施設の存在等による地下水脈の遮断はなく、水文環境への影響は極めて小さいものと考えられることから、項目として選定しない。
	騒音	工事の実施	○	工事用資材等の搬出入に係る車両の主要な走行ルート周辺に住宅が存在し、工事用資材等の搬出入に伴う騒音による影響が生じる可能性があることから、選定する。
		土地又は工作物の存在及び供用	○	対象事業実施区域の周辺に住宅が存在し、施設の稼働に伴う騒音による影響が生じる可能性があることから選定する。

注：「○」は選定した項目を、「×」は選定しなかった項目を示す。

環境影響評価項目選定・非選定理由(2/4)

環境要素の区分	活動要素	選定	選定及び非選定理由	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	超低周波音	工事の実施	×	超低周波音により環境へ影響を与える建設機械等を使用する計画はない事から選定しない。
		土地又は工作物の存在及び供用	○	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成29年 環水大大第1705261号)において、「風力発電施設から発生する20Hz以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった」と記載されており、超低周波音による影響はほとんどないと考えられる。ただし、対象事業実施区域及びその周囲に住宅等が存在することから、超低周波音の状況を把握するため、選定する。
	振動	工事の実施	○	工事用資材等の搬出入に係る車両の主要な走行ルート周辺に住宅が存在し、工事用資材等の搬出入に伴う振動による影響が生じる可能性があることから、選定する。なお、「土地又は工作物の存在及び供用」において、振動を発生させる施設ではないことから選定しない。
		土地又は工作物の存在及び供用	×	施設供用時に大きな振動が生じる設備はないため選定しない。
	悪臭	土地又は工作物の存在及び供用	×	施設供用時に悪臭を含む排気が生じる設備はないため選定しない。
	地形及び地質等	工事の実施	×	対象事業実施区域には重要な地形及び地質等は存在しないこと、地域の地形を大きく改変する工事は実施しないことから選定しない。
		土地又は工作物の存在及び供用	×	
	地盤	工事の実施	×	地域の地盤に大きな影響を与える工事は実施しないことから選定しない。
		土地又は工作物の存在及び供用	×	
	土壌	工事の実施	×	工事の実施に伴い、土壌を大規模に改良する計画はない事から選定しない。
土地又は工作物の存在及び供用		×	当該事業に係る施設の存在に伴って影響を及ぼすような要因はないため、選定しない。	
風害、光害及び日照障害(風車の影)	土地又は工作物の存在及び供用	○	本事業は風力発電機のリプレース事業であり、土地又は工作物の存在及び供用による風害及び日照障害の影響は極めて小さいと考えられる。また、光害は発生しない。しかし、対象事業実施区域及びその周囲に住宅等が存在し、施設の稼働に伴う風車の影(シャドーフリッカー)による影響が生じる可能性があることから、風車の影として選定する。	

注: 「○」は選定した項目を、「×」は選定しなかった項目を示す。

環境影響評価項目選定・非選定理由(3/4)

環境要素の区分	活動要素	選定	選定及び非選定理由	
要素 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境	植物	工事の実施	○	既存資料により、対象事業実施区域及びその周辺で重要な植物が確認されていることから、重要な種の保全のため、選定する。
		土地又は工作物の存在及び供用	○	
	動物	工事の実施	○	既存資料により、対象事業実施区域及びその周辺で重要な動物が確認されていることから、重要な種の保全のため、選定する。 また、飛翔性の動物(コウモリ類、鳥類)については、施設の稼働に伴う影響が考えられることから、選定する。
		土地又は工作物の存在及び供用	○	
	陸水生物	工事の実施	○	既存資料により、対象事業実施区域及びその周辺で重要な動物が確認されていることから、重要な種の保全のため、選定する。
		土地又は工作物の存在及び供用	○	
	生態系	工事の実施	×	畑地等の人為的な改変を受けている環境への設置を想定しており、造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在による生態系への影響は極めて小さいと考えられる。以上を踏まえ、非選定とする。
		土地又は工作物の存在及び供用	×	
	海洋生物	工事の実施	×	陸域の事業であるため、選定しない。
		土地又は工作物の存在及び供用	×	

注：「○」は選定した項目を、「×」は選定しなかった項目を示す。

環境影響評価項目選定・非選定理由(4/4)

環境要素の区分	活動要素	選定	選定及び非選定理由
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	○	地形改変及び施設の存在により、対象事業実施区域及びその周囲の景観資源や主要な眺望景観に変化が生じる可能性があることから、選定する。
	人と自然との触れ合いの活動の場	○	工事用資材等の搬出入に係る車両の主要な走行ルート周辺に主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在することから、選定する。
		×	対象事業実施区域には主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しないことから、選定しない。
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物	○	工事に伴い産業廃棄物が発生することから、選定する。
		×	施設供用時に廃棄物が発生量する設備はなく、工作物等を撤去する計画はないことから選定しない。
	残土	○	造成等の施工に伴い残土が発生する可能性があることから、選定する。
		×	施設供用時に工作物等を撤去する計画はないことから選定しない。
	温室効果ガス等	○	工事に使用する建設機械等から温室効果ガスを含む排気ガスが発生する可能性があるため選定する。なお、本項目は「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則」(平成11年6月11日 規則第61号)に記載はないが、事業目的等を勘案し実施する方針とした。
		×	施設供用時に排気ガスを伴う設備は無く、管理等に使用する車両台数が少ないことから選定しない。

注：「○」は選定した項目を、「×」は選定しなかった項目を示す。

1. 水質の調査・予測手法

■ 調査項目

- 浮遊物質量の状況
- 流量の状況
- 土壌の状況

■ 調査地点

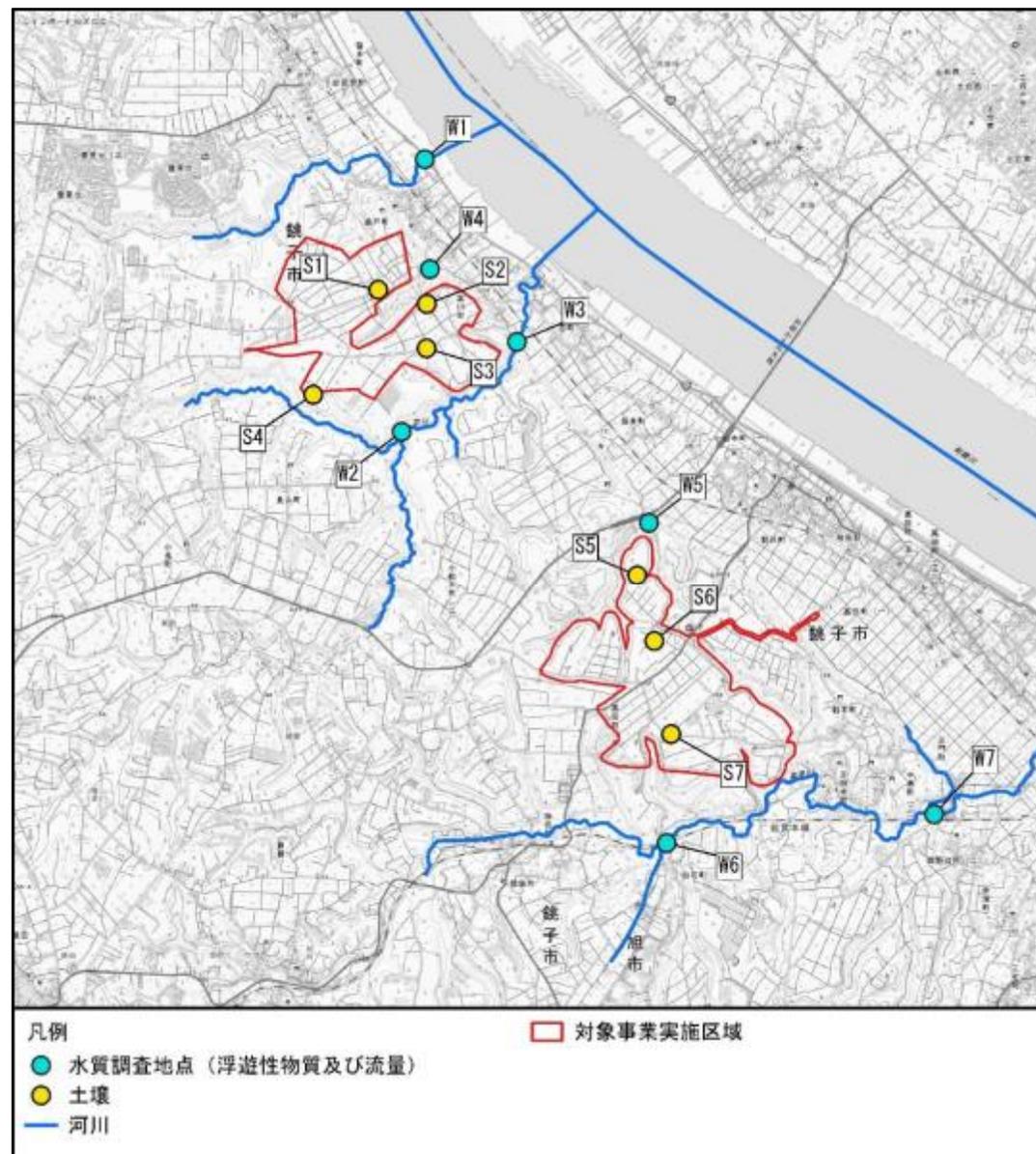
- 浮遊物質量及び流量: 7地点 (W1~7)
- 土壌: 7地点 (S1~7)

■ 調査時期

- 浮遊物質量及び流量: 四季の晴天時に各1回(平水時)及び降雨時に1回
- 土壌: 任意の時期に1回

■ 予測手法

- 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年 建設省)に基づく方法により、仮設沈砂池の排水口における排水量及び浮遊物質量を予測する。



2. 騒音、超低周波音の調査・予測手法

■ 調査項目

- 道路交通騒音
- 環境騒音
- 超低周波音
- その他(道路構造、交通量、風況など)

■ 調査地点

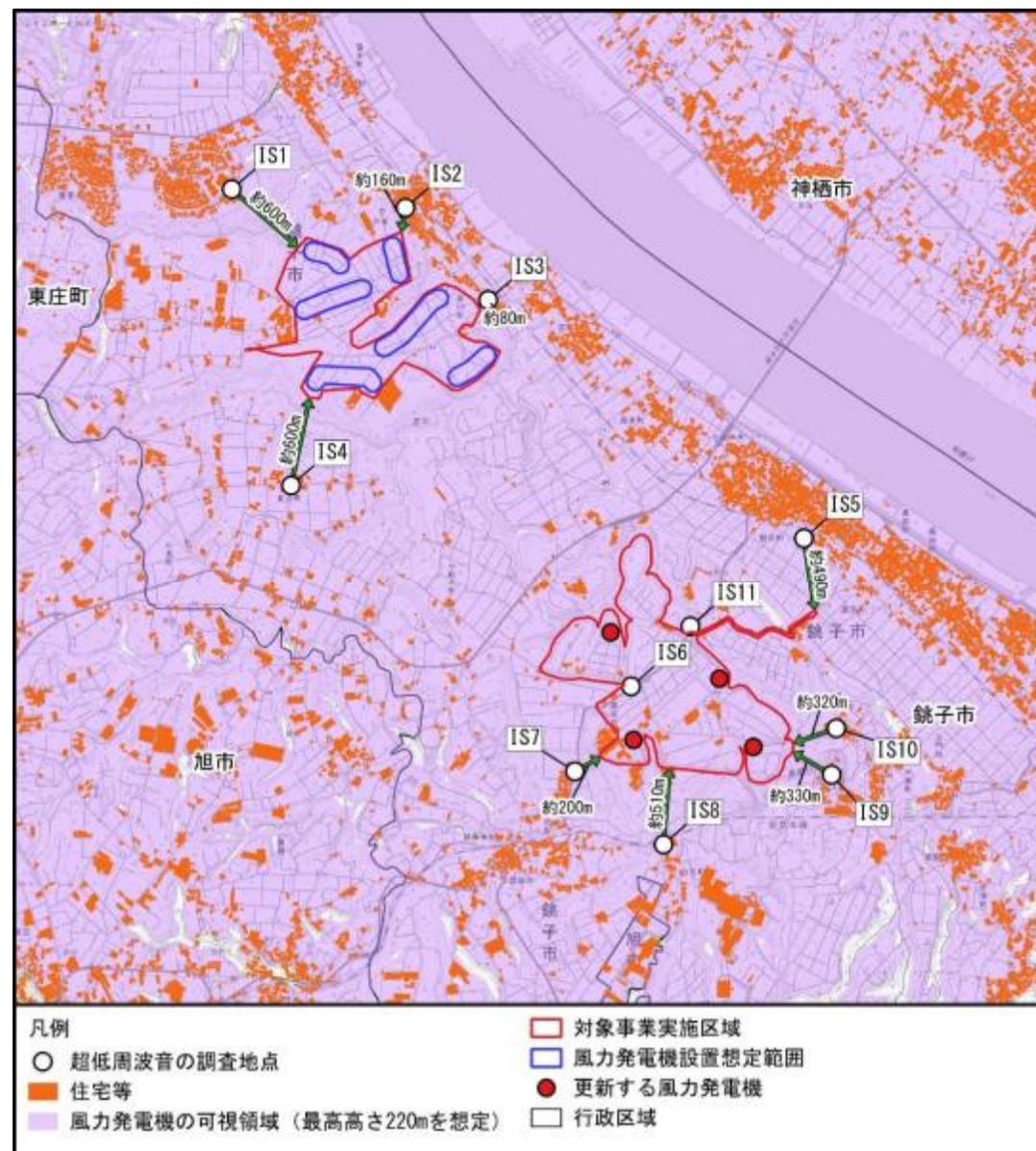
- 道路交通騒音:6地点(RN1~6)
- 環境騒音:11地点(EN1~11)
- 超低周波音:6地点(IS1~6)

■ 調査時期

- 道路交通騒音:平日、土曜日に1回
- 環境騒音、超低周波音:四季に各1回

■ 予測手法

- 日本音響学会による騒音の予測計算モデル、音の伝搬理論に基づく距離減衰式(ISO 9613-2)により、工事中の道路交通騒音、風車稼働後の騒音、超低周波音のレベルを予測



3. 振動の調査・予測手法

■ 調査項目

- 道路交通振動、環境振動の状況
- 地盤、道路構造、交通量など

■ 調査地点

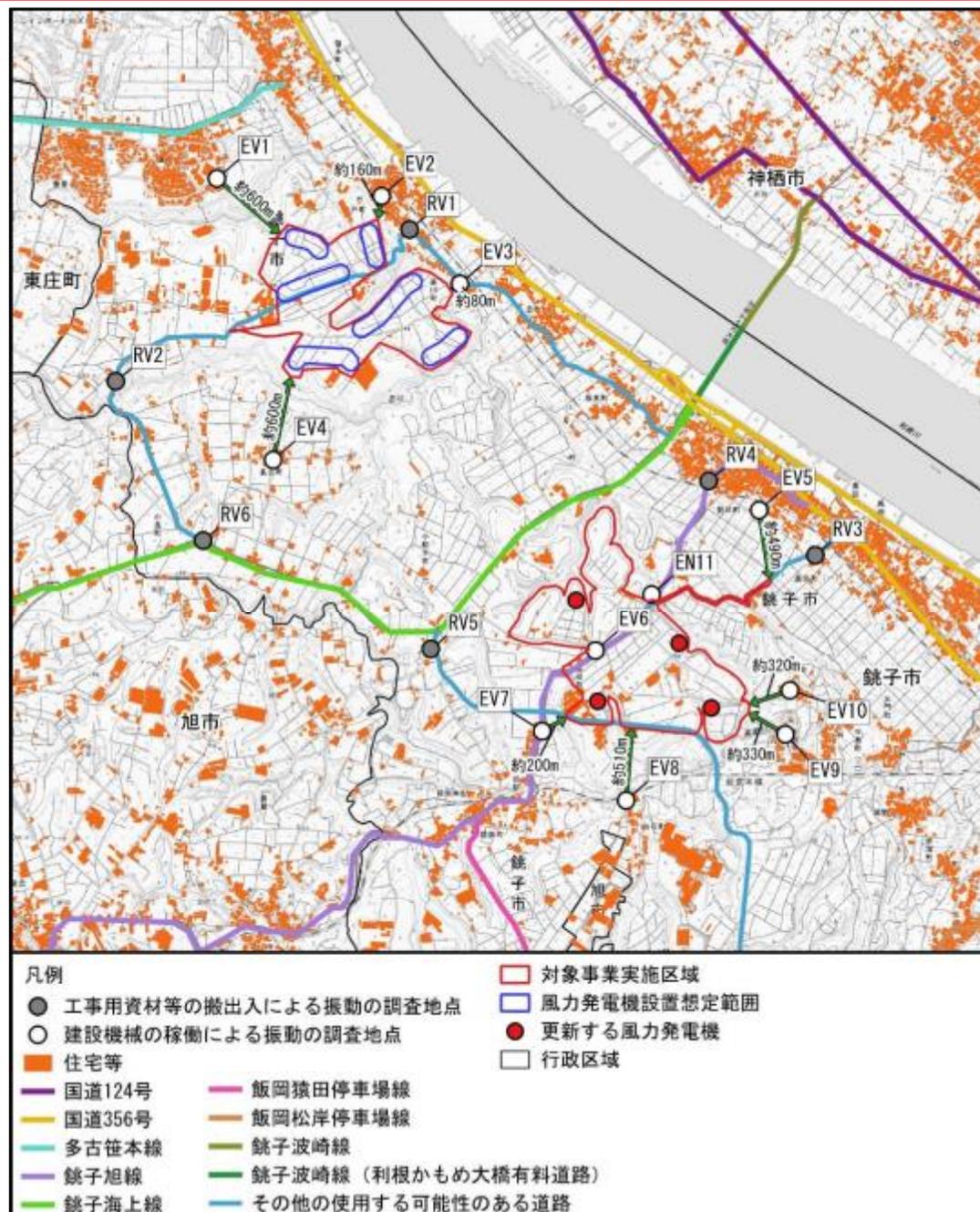
- 工事用資材の搬出入: 6地点 (RV1~6)
- 建設機械の稼働: 11地点 (EV1~11)

■ 調査時期

- 平日、土曜日に各1回

■ 予測手法

- 「道路環境影響評価マニュアル」に記載される振動の伝搬予測式により、工事中の振動レベルを予測



4. 風車の影の予測手法

■ 予測項目

- 風車の影のかかる時間

■ 予測地域

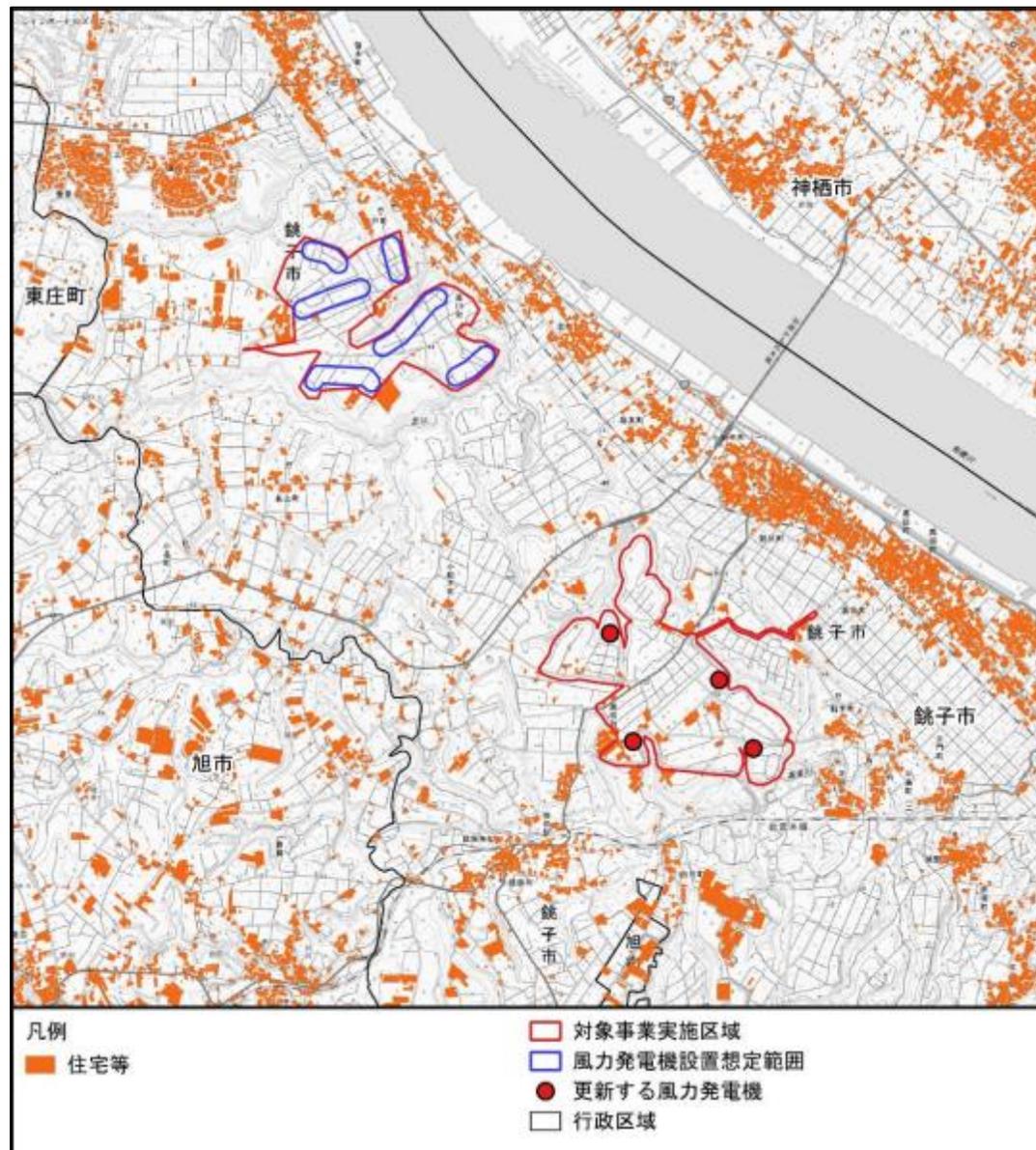
- 対象事業実施区域の周囲の集落

■ 予測時期

- 風力発電所の運転が定常状態となる時期
- 年間、冬至、春分・秋分、夏至

■ 予測手法

- 周辺の地形や風車サイズ等を考慮して、数値シミュレーションにより、風車の影が住宅にかかる時間を予測



5. 植物の調査・予測手法

■ 調査項目

- 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況
- 重要な種、重要な群落等※

■ 調査地点

- 対象事業実施区域及びその周囲
- 計画地の主な植生を網羅するように設定

■ 調査時期

- 4回(早春季、春季、夏季、秋季)

■ 予測手法

- 重要な種の分布、生育環境等の変化の程度を推定

※重要な種:国や県、市町村において絶滅が危惧されている種や群落、天然記念物

■ 目視観察の様子



■ 植生調査の様子



6. 動物の調査・予測手法

■ 調査項目

- 陸上動物(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類)の生息状況
- 重要な種、注目すべき生息地

■ 調査地点

- 対象事業実施区域及びその周囲
- 計画地の主な植生を網羅するように設定

■ 調査時期

- 四季を基本とし、分類群に応じて設定
- 猛禽類は繁殖期と非繁殖期
- 渡り鳥は、春と秋の渡りの時期

■ 予測手法

- 重要な種の分布、生息環境等の変化の程度を推定
- コウモリ類、鳥類については、風車への衝突の影響検討

谷津



耕作地



動物の調査状況(例)

■ 哺乳類

トラップ法(ネズミ類)



バットディテクター(コウモリ類)



無人撮影法



フィールドサイン(ハクビシンの足跡)



動物の調査状況(例)

■ 鳥類

双眼鏡、望遠鏡による観察



■ 昆虫類

捕虫網による採集



■ 爬虫類・両生類

任意観察



■ 昆虫類

ライトトラップ法



7. 陸水生物の調査・予測手法

■ 調査項目

- 陸水生物(魚類・底生動物)の生息状況
- 重要な種、注目すべき生息地

■ 調査地点

- 陸水生物:7地点(G1~7)

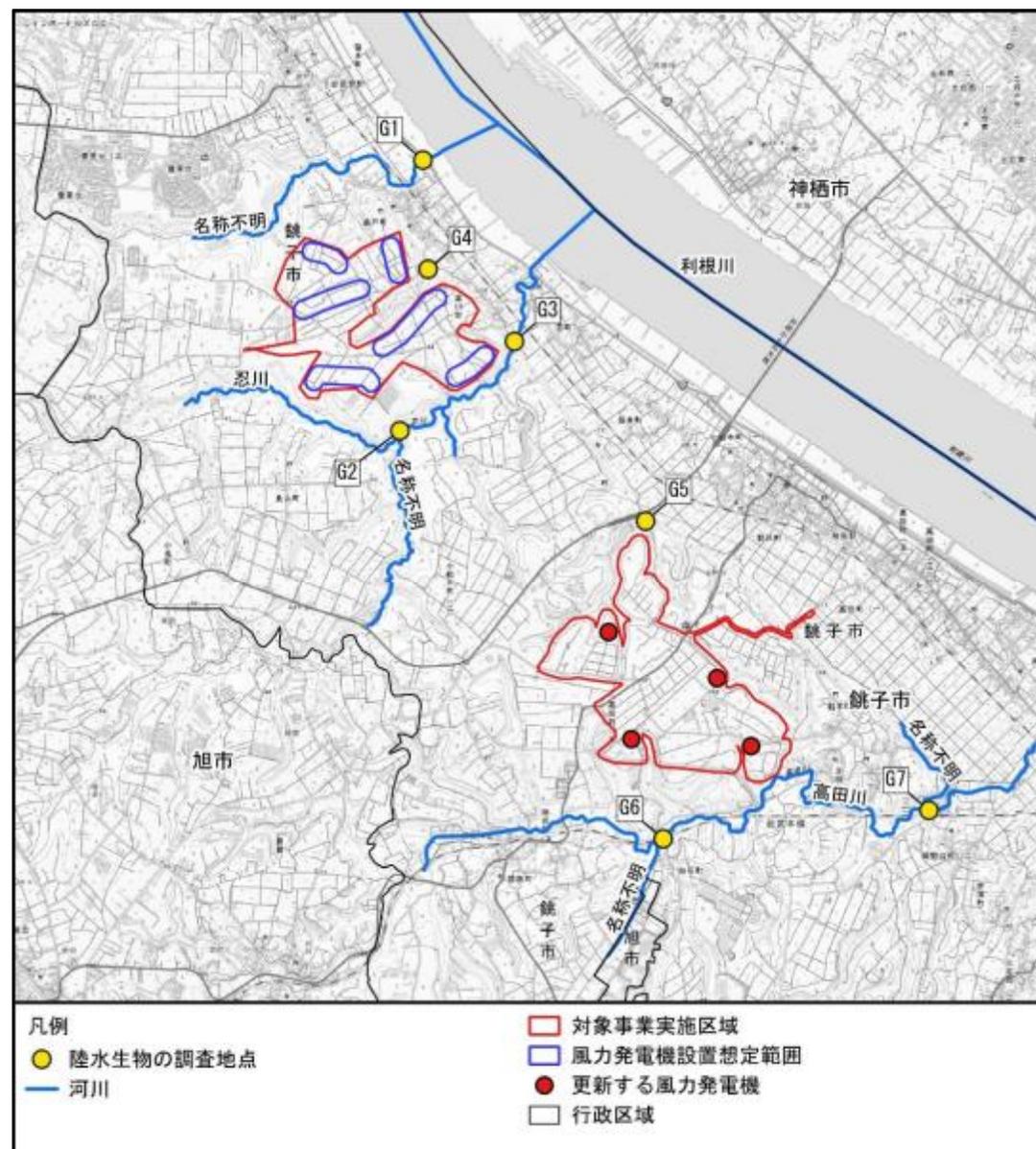
■ 調査時期

- 春季、夏季、秋季に各1回

■ 予測手法

- 重要な種の分布、生息環境等の変化の程度を推定

■ 捕獲調査の様子



8. 景観の調査・予測手法

■ 調査項目

- 主要な眺望景観の状況

■ 調査地点(写真撮影地点)

- 主要な眺望点1地点
- 日常的な眺望点4地点

①桜井公園

②道の駅季楽里あさひ

③猿田駅

④椎柴駅

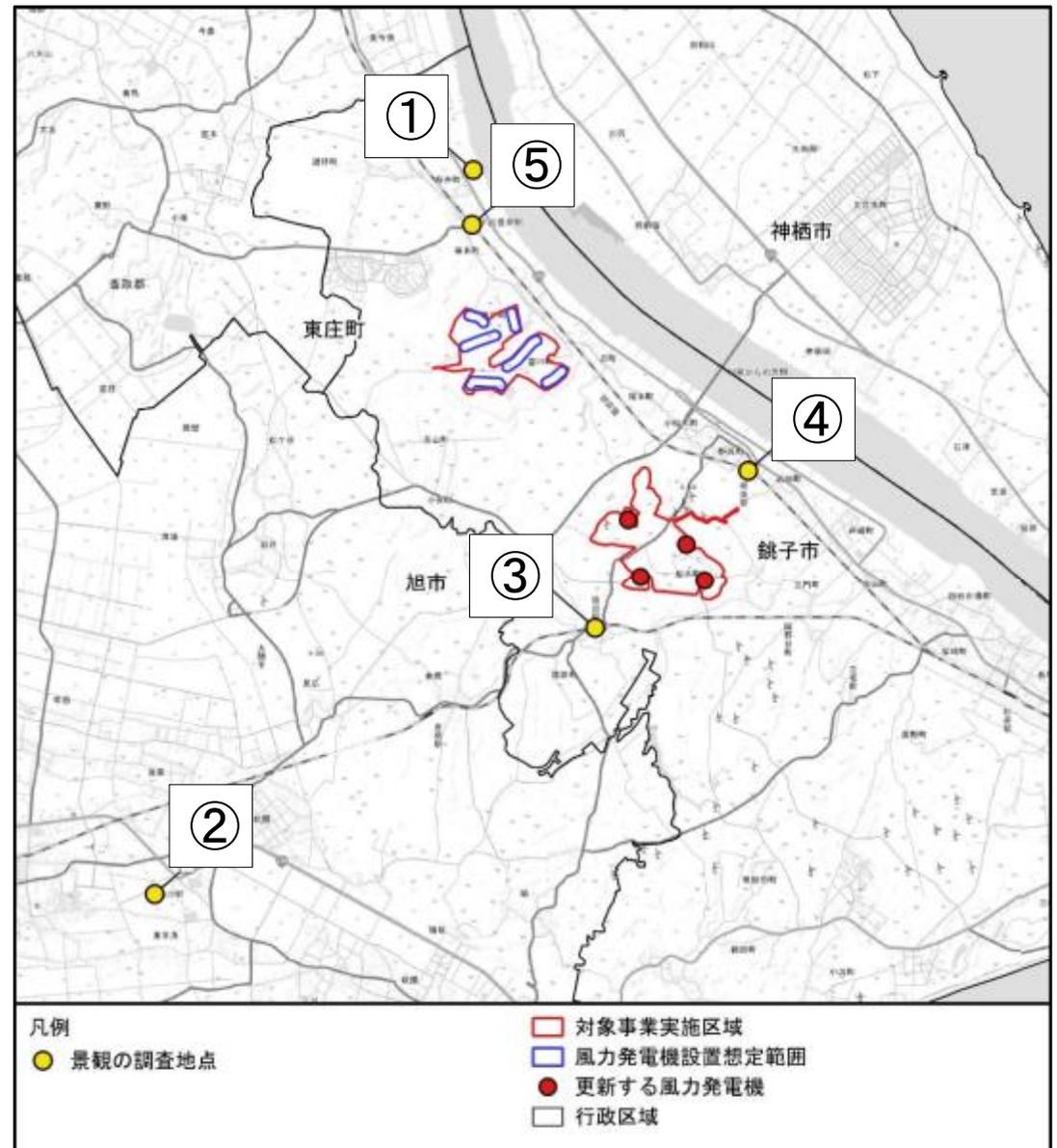
⑤下総豊里駅

■ 調査時期

- 着葉期と落葉期の2回
(風力発電機の視認性が高まる
好天日に実施)

■ 予測手法

- 撮影した景観写真に、将来の新設風車の完成予想図を合成する
フォトモンタージュ法により、
眺望の変化の程度を検討



9. 人と自然との触れ合いの活動の場の調査・予測手法

■ 調査項目

- 人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用状況及び利用環境の状況

■ 調査地点

- 人と自然との触れ合いの活動の場
(猿田神社の照葉樹林)

■ 調査手法

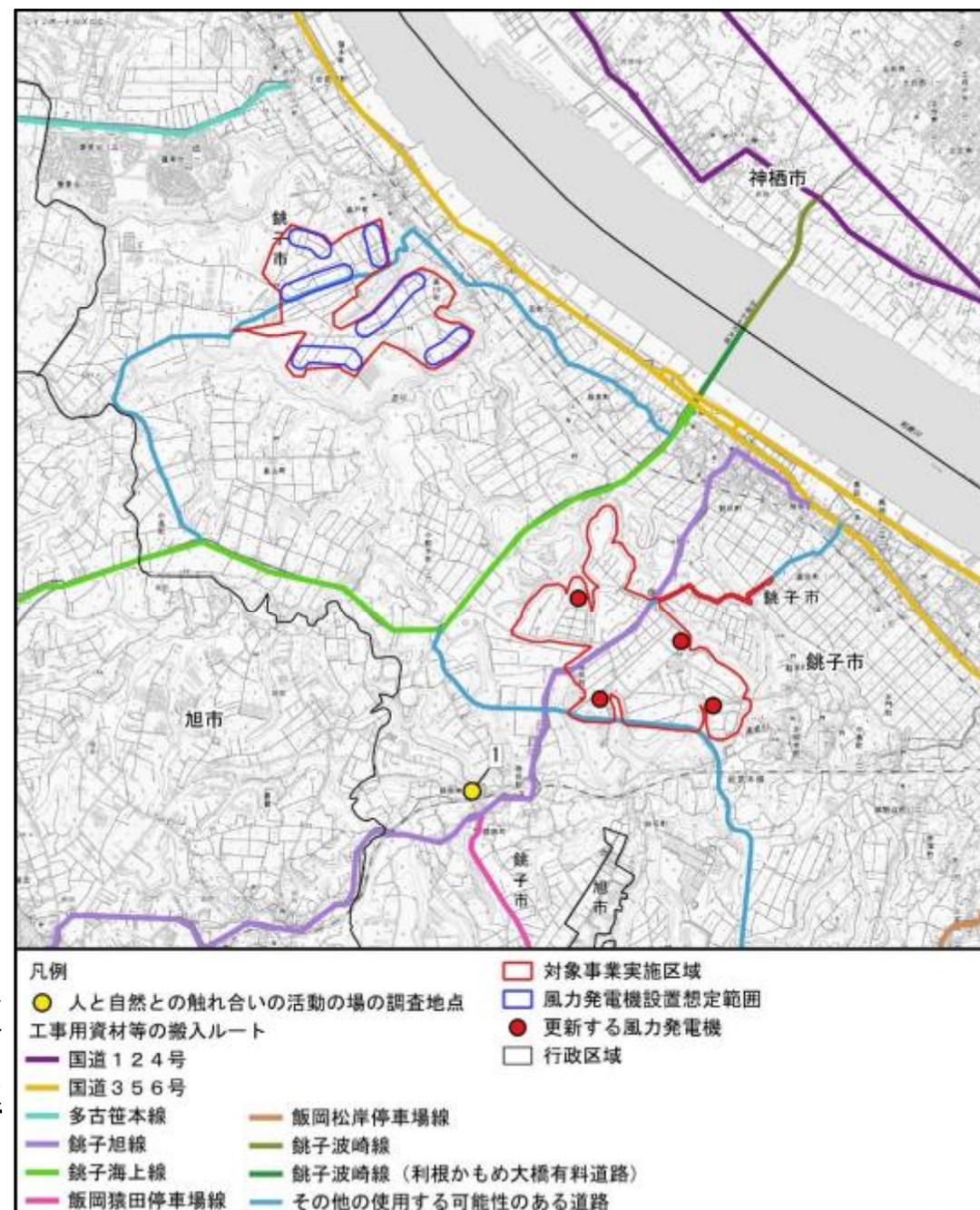
- 観光パンフレット等による情報収集
- 利用状況等のアンケート調査

■ 調査時期

- 利用状況を考慮した時期に1回

■ 予測手法

- 工事用資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートにおける交通量の変化率を予測



10. 廃棄物等、残土、温室効果ガスの調査・予測手法

【廃棄物等】

■ 予測手法

- 環境保全についての配慮を踏まえ、工事計画に基づき、産業廃棄物の種類ごとの発生量を予測

■ 予測対象時期

- 廃棄物が発生する工事期間中

方法書該当頁 5-73 (280)

【残土】

■ 予測手法

- 環境保全についての配慮を踏まえ、工事計画に基づき、残土の発生量を予測

■ 予測対象時期

- 廃棄物、残土が発生する工事期間中

方法書該当頁 5-74 (281)

【温室効果ガス】

■ 予測手法

- 環境保全措置を踏まえ、工事計画に基づき、温室効果ガスの発生量を予測

■ 予測対象時期

- 温室効果ガスの発生する工事期間中

方法書該当頁 5-75 (282)

評価手法

共通事項

環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているか、必要に応じて環境保全についての配慮が適正になされているか検討する。

各項目

国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討

環境要素の区分	活動要素	基準等
騒音	工事の実施	「騒音に係る環境基準について」(平成10年 環境庁告示第64号)
	土地又は工作物の存在及び供用	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成29年 環境省)に示されている指針値
超低周波音	土地又は工作物の存在及び供用	①超低周波音を感じる最少音圧レベル 超低周波音の心理的・生理的影響の評価レベル(ISO 7196)
		②建具のがたつきが始まるレベル 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年 環境庁)に示されている「建具のがたつきが始まるレベル」
振動	工事の実施	③圧迫感・振動感を感じる音圧レベル 文部省科学研究費「環境科学」特別研究:超低周波音の生理・心理的影響と評価に関する研究班『昭和55年度報告書Ⅰ 低周波音に対する感覚と評価に関する基礎研究』に記載される「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」
		「振動規制法」(昭和51年 法律第64号)

ご清聴ありがとうございました